

本給付金を受給する可能性のある方へ

中城村役場 こども課

「令和 3 年度子育て世帯への臨時特別給付金」申請のご案内について

みだしのことについて、本村の実情に応じた給付として所得要件に該当した受給者に 18 歳以下の児童 1 人あたり 10 万円の現金を一括支給します。

本通知は本給付金の先行支給（12 月 23 日振込）に該当しなかった方へ通知しております。受給要件に該当する方で受給を希望する方は、**申請の手続きをする必要があります。**

本給付金の支給について

支給対象者：18 歳以下の児童を養育する方

※主たる生計維持者が児童手当の所得制限限度額以上の場合は支給対象外。（表 1 をご確認ください。）

支 給 額：18 歳以下の児童 1 人あたり 10 万円

手 続 方 法：申請書に必要事項を記入し、添付書類を同封し返信用封筒で郵送提出
または、こども課窓口に提出

※裏面の記載見本と、申請書の「4.添付書類」をご確認のうえ漏れの無いようお願いします。

申 請 期 間：令和 4 年 1 月 4 日～令和 4 年 3 月 31 日（郵送の場合 3 月 31 日必着）

振 込 日：申請した月の翌月 23 日に支払い（振込日が土・日・祝日の場合は前日）

表 1 【所得要件：所得制限限度額】

扶養親族等の数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
所得額	660 万円	698 万円	736 万円	774 万円	812 万円
収入額の目安	875.6 万円	917.8 万円	960 万円	1,002 万円	1,040 万円

「収入額の目安」は、給与収入のみ（控除前の給与）で計算していますので、ご注意ください。

■注意事項

- 1) 申請の際に指定された振込先への振り込みをもって通知と致します。
- 2) 本給付金の受給要件に該当しない方は却下通知を送付致します
- 3) 指定口座への振り込みができない場合、本給付金は支給できません。

※本通知は先行支給に該当していない方（公務員や高校生のみを養育する世帯等）で、平成 15 年 4 月 2 日以降に生まれた児童のいる世帯の世帯主へ送付しています。世帯主が支給対象者ではない場合や本通知が届いても受給要件に該当しない場合があります。

お問い合わせ先 中城村役場 こども課 子育て支援係 連絡先 895-2271（直通）

記載見本

様式第3号(第5条関係)

本給付金支給実施市区町村である令和3年9月30日時点の住民票所在市区町村にご提出ください。

高校生等

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)申請書

市区町村
受付印

令和3年9月30日時点の住民票所在市区町村

中城村長

市区町村長殿

1. 申請者

記入日

令和3年●月●日

(フリガナ) 氏名		性別	生年月日	申請者の現住所(住民票所在地)
ナカグスク タロウ 中城 太郎		男・女	明治・大正・昭和・平成 ○年○月○日	中城村××丁目△番地 電話 111(111)1111
個人番号		申請者の住所(令和3年9月30日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記入不要		
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12		□□市▲▲丁目□□番地		

※下記の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。

2. 配偶者

配偶者の有無 有・無

記入日

令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名		性別	生年月日	配偶者の現住所(住民票所在地) ※申請者と同じ場合は記入不要
ナカグスク ハナコ 中城 花子			年 月 日	●●市××丁目△番地 電話222(111)1111
個人番号		配偶者の住所(令和3年9月30日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記入不要		
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12		□□市▲▲丁目□□番地		

※下記の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。

3. 対象児童

※「支給対象児童」の範囲については記載要領を参照してください。

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	生年月日	平成15年4月2日~平成18年4月1日生まれの児童(高校生)に○をつけてください	同居・別居の別	結婚している場合○をつけてください	住所(別居の場合のみ記入)
1	ナカグスク イチロウ 中城 一郎	子	男・女	平成令和 ○年○月○日	○	同・別	○	□□市▲▲丁目□□番地
2	ナカグスク ハナヨ 中城 花代	子	男・女	平成令和 ○年○月○日		同・別		
3				年 月 日				
4				年 月 日				

※同居・別居の別については令和3年9月30日時点の状況を選択してください。

平成15年4月2日~平成18年4月1日生まれの児童の場合は、○を記入して下さい。

4. 添付書類

・公務員の方で所属長から児童手当を受給している方は①の書類を、②に該当する方は、指定の証明書を添付してください。

- 令和3年9月分の児童手当(本則給付)を受給していることがわかる書類(支払通知書・継続認定通知書・令和3年9月分児童手当振込通帳等)の写し。
- 上記に記載の1.申請者及び2.配偶者の令和3年1月1日時点の住所が中城村以外の場合は、令和3年度(令和2年分)市区町村民税所得課税証明書。

【誓約・同意事項】

- 申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。
- 子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 市区町村が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市区町村が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- 給付金の支給後、令和2年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)を返還します。

(裏面も確認してください。)

(日本産業規格 A 列 4 番)

「先行支給(12月23日振込)での支給対象となっていない児童について記入してください。

①②に該当する方は、必ず指定の書類を添付してください。

添付書類が漏れている場合は、支給が遅くなります。3月31日までに確認できない場合は、支給ができなくなります。ご注意ください。

裏面に振込先の記載と、振込先金融機関口座確認書類の貼り付けをお願いします。
※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し